第１号様式（第６条関係）

**正・副を提出**

**記載例**

事業計画概要書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和○年○月○日  大府市長殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　大府市○○町○丁目○○番  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○　○○  法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名  　大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例第９条第１項の規定により、事業計画概要書を提出します。 | | | | |
| 事業区域の位置 | | 大府市□□町□丁目100番 | | |
| 事業区域の面積 | | 800　平方メートル | | |
| 都市計画区域  及び用途地域 | | 市街化区域（用途地域　第一種住居地域　）・　市街化調整区域 | | |
| 事業の目的 | | 共同住宅（賃貸）の建築 | | |
| 予定建築物の用途 | | 共同住宅 | | |
| 予定区画数・戸数 | | １　区画・　　　　　　１２　戸 | | |
| 予定建築物 | 構造 | 鉄骨造 | 建築面積 | 300.00㎡ |
| 高さ | 9.000ｍ | 延べ床面積 | 800.00㎡  主たる用途の建物の  棟数を明示 |
| 階数 | 地上３階・地下０階 | 棟数 | １棟 |
| 付属建築物 | | 有（倉庫・駐車場・駐輪場・物置・その他（　　　））・無 | | |
| 造成計画概要 | | 切土高さ　　０．２５ｍ・盛土高さ　０．７０ｍ | | |
| 排水計画概要 | | 雨水放流先（側溝・水路・その他（　　　　　　））  汚水及び雑排水放流先（公共下水・浄化槽・その他（　　　　）） | | |
| 公共施設の設置 | | 有（公園・道路・水路・調整池・その他（　　　　））・無 | | |
| ごみ置場の設置 | | 有（　１　ヶ所・有効面積　　３　㎡）・無 | | |
| 設備機器の設置 | | 有（キュービクル・受水槽・その他（　　　　　　））・無 | | |
| 工事予定期間 | | 令和○年○○月○○日　から　令和○年○○月○○日まで | | |
| 工事実施日 | | 平日・土曜日・日曜日・祝日 | | |
| 工事時間 | | （午前・午後）８時００分から（午前・午後）６時００分まで | | |
| 安全対策    ※工事中の対策を記載 | | ・事業区域及び周辺の事故防止や近隣住民等への安全対策等について  例）朝の通学・通園時間帯は大型車両の出入りを行わない。やむを得ず出入りをする場合は、交通誘導員を置く。  例）現場の出入口には仮設ゲートを設け、現場敷地内に誤って侵入することが無いよう配慮した。  ・振動、騒音等の防止対策について  例）低騒音・低振動の重機を使用する。  例）遮音シート、遮音パネルを設置し、騒音の低減に努める。 | | |
| 公害防止対策  ※住宅系は不要  ※店舗・工場など営業中の配慮を記載 | | （予定建築物の用途に住宅が含まれない場合のみ記入）  ・予定建築物からの排水、騒音、振動、火災等の対策について  例）グリストラップを設け、排水による周辺への影響を低減した。  例）自動車で利用する利用者に対して、敷地内徐行、停車中のエンジンストップ、ヘッドライトによる隣地への光害などの配慮を記した掲示物を設ける。  例）屋外放送用スピーカーを、隣地側には設置しない計画とすることで、隣地に対する騒音を低減した。  例）空調室外機を、隣地から一定の距離がある屋上に設置することで、騒音を低減した。 | | |
| 電波障害対応  ※建物の高さが10ｍ以上となる場合に必要 | | ・調査方法や建物完成後に影響があった場合の対応について  例）工事中・建物完成後に関わらず、影響があった場合は、事業者にて専門業者を手配し、調査を実施する。影響があった建物使用者と協議し、必要に応じてアンテナ位置変更、ケーブルテレビへの変更を実施する。 | | |
| 連絡先 | | （事業者代理人）○○設計事務所  　住所　○○市○○町○丁目○番地  　氏名　○○　○○  　電話（　○○○○　）　○○　－　○○○○  （工事施行者担当）○○建設  　住所　○○市○○町○丁目○番地  　氏名　○○　○○  　電話（　○○○　）　○○○　－　○○○○ | | |
| その他 | |  | | |

|  |
| --- |
| 受付印 |

※事業計画概要書には、以下の図書を添付してください。

・事業区域位置図

・現況図及び現況写真

・土地利用計画図、造成計画平面図及び排水施設計画平面図

・予定建築物の平面図及び立面図

・工事車両の搬出入経路図

・建築基準法第56条の２に規定する日影図（予定建築物の高さが10メートルを超える場合に限る。）

・電波障害調査報告書（予定建築物の高さが10メートルを超える場合に限る。）